平成２１年（フ）第２８０１号
東京都新宿区余丁町８番10号　ライオンズマンション桔梗602、開始決定時の住所東京都新宿区歌舞伎町２丁目　４番11―1407号
破産者　西島　　大
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９２６号
京都市西京区大枝南福西町２丁目７番地の11
破産者　山本　弘恵
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０２号
神戸市西区池上５丁目５番地の２　ブルーム池上201号、開始決定時の住所神戸市西区今寺32番地の21
破産者　新山　良一
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００号
神戸市兵庫区鍛冶屋町２丁目１番６―404号
破産者　松井　　恒
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１号
長崎県南島原市深江町戊3988―16　平山方、住民票上の住所長崎県島原市新湊１丁目15番地
破産者　下田　直明
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
愛知県稲沢市野崎町本郷88番地
破産者　三輪　達也
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８９号
京都府福知山市字天田295番地の６
破産者　森本美夜子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
奈良市横領町334番地の８　ヴェール西大寺Ｂ―205号
破産者　荻野　龍憲
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８５８号
奈良市藤ノ木台１丁目８番28―309号
破産者　武吉改治郎
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第６０２号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫720番地の２
破産者　堀畑　勝久
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第６７１号
和歌山市十番丁56番地　朝日プラザ十番丁209号、開始決定時の住所和歌山市船場町14番地
破産者　谷口よし子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３号
和歌山市中之島894番地の１　セジュール山口Ⅱ506号
破産者　辻　　久美（旧姓宇治）
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０３号
和歌山県橋本市高野口町伏原323番地の２
破産者　兼井　房代
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５１８号
和歌山市新堀東２丁目２－９－２　ハイツ二葉、住民票上の住所和歌山市東釘貫丁２丁目61番地　ローズ本町マンション202号室
破産者　武山　幸子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５８０号
和歌山市毛見1505番地の11　パシフィックビスタⅣ306号、住民票上の住所和歌山市毛見1505番地の11
破産者　井上　往子
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６４２号
和歌山県岩出市岡田789番地の11、住民票上の住所和歌山県岩出市岡田523番地の６
破産者　西田　　勉
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７７号
和歌山市弘西847―２　レオパレス弘西206号室、住民票上の住所大阪市鶴見区横堤２丁目18番34号
破産者　山下　茂一
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２９号
和歌山県岩出市根来104番地の23、住民票上の住所大阪府泉佐野市下瓦屋468番地　第３亀井マンション101
破産者　山本こと　鶴田　勝夫
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７８４号
和歌山市松島202番地　第２矢田マンション223号
破産者　﨑山　桃代
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係